

令和4年度 第2回川崎市教科用図書選定審議会 議事録

開催日時：令和4年7月20日（水）午後1時30分～4時00分

開催会場：川崎市総合教育センター 第1研修室

出席委員数：川崎市教科用図書選定審議会委員16名

（事務局）

皆様、本日は、大変お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第2回川崎市教科用図書選定審議会を開催いたします。

私は、本日の選定審議会の司会進行を務めさせていただきます、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課指導事務係長の新津と申します。よろしくお願いいたします。

この審議会は、お手元の委員名簿でございますように、16名の委員で構成されております。本日出席されている委員の人数は、16名でございますので、お手元の資料1の2ページにあります「川崎市附属機関設置条例」、第7条第2項に規定する会議の成立要件である「委員の半数以上が出席」されていることを御報告申し上げます。

また、第1回審議会で御承認いただきましたが、この会議は会議の性格上、非公開とさせていただきます。本日も配りしております資料につきましては、会議終了後に回収することとなっておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

初めに令和4年度第2回川崎市教科用図書選定審議会次第、それから、資料1といたしまして「川崎市附属機関設置条例」、6ページ目が「委員名簿」、7ページ目以降が採択方針、となっております。

続きまして、資料2でございますけれどもこちらが資料2-1それから資料2-2と夢を育てよう－中学生の進路選択のために－というオレンジ色の冊子と参考資料を御用意しております。

資料はそろっていますでしょうか。落丁等ございましたらお申し付けください。

続きまして、資料3といたしまして、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5をそれぞれ御用意しております。

資料についてお揃いでしょうか。もし不足等ございましたらお申し付け下さいますようお願いいたします。

続きまして、審議に入る前に、本日の審議手順について、指導課長の古俣より説明させていただきます。

（指導課長）

皆様、こんにちは。教育委員会指導課長の古俣でございます。

本日は大変お忙しい中、選定審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の審議会は、令和5年度使用、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書について御審議いただきますが、はじめに「採択手順」について確認いたします。

資料1の9ページ下段を御覧ください。こちらは、調査審議の観点でございます。

1点目は、「学習指導要領との関連」、10ページにまいりまして、2点目は、「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

この5つの観点に基づき、調査審議をお願いするものでございます。

次に、14ページのフロー図①となっておりますが、こちらを御覧ください。高等学校で使用する教科用図書の採択につきましては、無償措置法の規定は適用されませんので、学校ごとに独自に使用する教科用図書を選定しております。

1番下の四角囲み、「校内調査研究会」は、各校において、それぞれの教科について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。「調査研究会」は、市立高等学校全校の中から、教科ごとに選任された調査研究員で構成されておまして、各校が選定し候補としたすべての教科用図書について、独自の視点で調査研究を進めていく組織でございます。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び「調査研究会」の報告をもとに、「校内調査研究会」において選ばれた複数の教科用図書の中から、当該校で採択候補とする教科用図書1点に○印をつけた採択候補一覧を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で、教科用図書選定審議会に提出しております。

次に、特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順について御説明いたしますので、資料1の15ページになりますが、フロー図②を御覧ください。

特別支援学校は、小学部、中学部及び高等部とございますが、教科用図書の採択手続きは、各部で異なっております。

はじめに、特別支援学校の小学部及び中学部、並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、原則として通常学級で使用する教科用図書と同じでございますが、特に必要と認められる場合は、附則第9条図書及び下学年用の教科用図書を使用することができることとなっております。

また、特別支援学校の高等部におきましても、学校ごとに附則第9条図書を使用することができます。

学校が附則第9条図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえて調査研究して選定した附則第9条図書を本審議会に報告いたします。

最後に、選定審議会について御説明いたします。教科用図書を採択するのは、教育委員会の責任と権限で行なわれるものでございますので、選定審議会におきましては、あくまでも教科用図書の調査研究を行うという立場でございます。どの教科書が良い、悪いという観点ではなく、教科用図書の内容や構成、表記等が、調査研究報告書において客観的に偏ることなく示されているかなど、教科用図書を調査研究するという観点から、幅広い御意見等を賜

ることができればと考えております。

なお、参考資料として、「高等学校学習指導要領の改訂のポイント」も御用意しております。後ほど議事の中で御説明いたしますので、あわせて御参照いただければと思います。

以上が、教科用図書における採択手順でございます。

続きまして、本日の教科用図書審議手順を御説明いたします。

今お座りの席において、事務局から、資料2以下の調査研究報告書を説明させていただき、その後、学識者分科会、学校長分科会、保護者分科会の3つの分科会に別れ、各校種の教科用図書について御審議いただきます。

各分科会での御審議が終わりましたら、再度、今お座りの場所にお戻りいただきますようお願いいたします。

以上、本日の審議の手順について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、次第に従いまして、これから議事に入りたいと思います。議事の進行は、榎原会長にお願いしたいと思います。榎原会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

皆様、こんにちは、第2回審議会どうぞよろしくお願いいたします。それでは、高等学校、特別支援学校・特別支援学級の教科用図書について審議してまいりたいと思います。最初に事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

よろしくお願いいたします。高等学校は令和4年度から新学習指導要領が、年次進行で実施されています。そのため、令和5年度使用教科書については、1年生、2年生は教科書目録の第1部に掲載されている、新学習指導要領に基づく教科書を採択候補といたします。3年生以上は教科書目録の第2部に掲載されているこれまでの学習指導要領に基づく教科書を採択候補といたします。

高等学校学習指導要領の改訂のポイントのページについて参考資料を御覧ください。

1の今回の改訂の基本的な考え方としましては、「未来社会を切り開くための資質・能力」を一層確実に育成することが挙げられています。2を御覧ください。このような資質・能力の育成に向けて、「何ができるようになるか」を明確化し、全ての教科等が①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理されました。また、選挙権年齢や成年年齢が18歳以上に引き下げられ、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなったことから、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育むことがこれまで以上に求められています。そのために必要なこととして『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善が示されています。知識を相互に関連付けてより深く理解したり、思いや考えを基に想像したりすることに向かう過程を重視した学習の充実等が求められます。次に4を御覧ください。高等学校において育成をめざす資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成が改善されました。例えば、国語科における科目の再

編、地理歴史科における科目の新設などです。

資料4ページを御覧ください。高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数の表を御覧ください。国語科は、これまでの「現代文A・B」「古典A・B」という科目から、「論理国語」「文学国語」「古典探究」という科目に再編されました。また、地理歴史科は「世界史A・B」「日本史A・B」「地理A・B」という科目から、「世界史探究」「日本史探究」「地理探究」という科目が新設されました。

国語科の「論理国語」「文学国語」「古典探究」、地理歴史科の「世界史探究」「日本史探究」「地理探究」は、高等学校2年生以上が履修できる科目であるため、令和5年度使用教科書から採択候補に挙がっています。ほかにも下線部が引かれているところが新科目となっております。

また、お戻りいただき、2ページを御覧ください。5. 教育内容の主な改善事項を御覧ください。言語能力の確実な育成や理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実等が掲げられています。

次に、今年度の教科用図書選定までの流れについて説明いたします。資料1の14ページを御覧ください。

先ほども説明がありました、左下の「校内調査研究会」は、各学校において、教科を担当する全ての教員で構成されます。教科ごとに、学校の教育目標に基づいて「教科用図書採択の観点」を作成し、選定候補となる複数の教科用図書に関する調査研究を行います。一つの科目の教科用図書に対し、2点から3点を選定候補として取り上げ、調査研究します。

右下の「調査研究会」は、各学校の教科ごとに選任された委員で構成されます。全日制課程、定時制課程あわせて9名の委員で構成されますが、芸術科など全ての学校に専任の教師がいない場合は、それより少ない場合があります。「調査研究会」は、各学校が選定候補とした全ての教科用図書について、教科の専門としての視点から調査研究します。

④「校内調査研究会」の調査結果報告と、⑤「調査研究会」の調査結果報告は、各学校の「校内採択候補検討委員会」に提出されます。

「校内採択候補検討委員会」は校長を長としまして、校内とりまとめ担当者を中心に教科の代表など十数名から構成されます。そこで、各学校が採択候補とする教科用図書を確認し、フロー図⑥の採択候補一覧と教科用図書採択の観点を作成し、審議会に提出します。

それでは、資料2-1を御覧ください。

資料2-1ですが、この教科用図書採択の観点は、教育方針・学校目標をもとに「各教科の目標、育成したい資質・能力」などを示したものになっています。

この観点に基づいて、各学校の特色や実態に応じた教科用図書採択が行われております。あわせて、今年度、川崎市立中学校生徒に配布いたしました、オレンジ色のリーフレット「夢を育てよう」を御覧ください。

本市には、市立高等学校が5校あり、幸高等学校以外は、全日制と定時制の併設となっております。全日制には普通科と、11の専門学科、定時制には、普通科と2つの専門学科が

設置され、各学校において特色ある教育が展開されております。

続きまして、資料 2-2 「令和 5 年度使用教科用図書採択候補一覧」について説明いたします。

これは、各学校の「校内採択候補検討委員会」において、「校内調査研究会」及び「調査研究会」の報告をもとに、各学校の「採択の観点」と照らし合わせ、十分な検討を行い、複数の教科用図書の中から選んだ採択候補 1 つに○印をつけたものでございます。

資料 2-2 につきましては、各学校には、新学習指導要領に基づく第 1 部とこれまでの学習指導要領に基づく第 2 部を分けて提出していただきました。

専門学科の家庭科、福祉科、商業科、工業科については、令和 5 年の 1 学年及び 2 学年で履修する科目の教科書が第 1 部がない場合、学校教育法附則第 9 条に基づき、1、2 年生であっても第 2 部の教科書を採択候補としております。

表紙の裏ページを御覧ください。

購入学年の欄に記載されています略語について補足させていただきました。

複数の学科が設置されている学校では、学科の特性や育成したい資質能力などから、同じ科目であっても学科によって教科用図書を変えることがあります。

また、同じ学科であっても文系や理系の選択によって、教科用図書を変えている場合があります。

高等学校では選択科目がありますので、科目によっては数人しか選択しないこともありますが、教科用図書の採択は実施いたします。

高等学校教科用図書については、以上です。

(支援教育課長)

それでは、続きまして、特別支援学校及び特別支援学級の調査研究等について御説明させていただきます。資料 3 を御用意いただければと思います。

はじめに、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について御説明いたしますので、1 枚おめくりいただきまして、資料 3-1 「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について」を御覧ください。

項番 1 でございますが、「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律」についてですが、教科用図書には、学校教育法第 3 4 条第 1 項に基づくいわゆる「検定済教科書」と呼ばれる文部科学大臣の検定を経た教科用図書、又はいわゆる「著作教科書」と呼ばれる文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しないこととされております。

しかしながら、学校教育法附則第 9 条に基づき、文部科学大臣の定めるところにより、いわゆる「附則第 9 条図書」と呼ばれる学校教育法第 3 4 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められているところでございます。

次に、項番 2 「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類」についてです。(1) から (3) までの 3 種類があります。(1) は、学校教育法第 3 4 条第 1 項に基

づく「検定済教科書」でございます。(2)は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて文部科学省が作成したいわゆる「著作教科書」でございます。

(3)は、いわゆる学校教育法附則第9条の規定による教科用図書で、市販されている絵本等の一般図書や当該学年よりも下の学年の検定済教科書、下学部用の☆本、視覚障害のある児童生徒のための検定済教科書を原典とする拡大教科書及び点字教科書でございます。

つづきまして、教科書採択までの手順でございますが、こちらは先程、御説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に3ページの項番4「特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書一覧」でございます。こちらは、御説明する資料と該当する校種をお示ししたものでございますので、御説明いたします。

はじめに資料3-2を御用意ください。資料3-2はいわゆる「検定済教科書」でございます。1ページが小学部の検定済教科書の一覧、2ページが中学部、3ページ以降が高等部の採択希望一覧でございます。高等部用につきましては、教科書目録が作成されていないことから、高等学校用の教科書目録から、各学校において調査研究を行いまして、「検定済教科書」を選定しております。

次に資料3-3を御用意いただければと思います。1ページの上の表は、聴覚障害の特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の、下の表は、聴覚障害の特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の「著作教科書」の採択希望一覧でございます。

つづきまして、2ページでございますが、上の表は、知的障害の特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の、下の表は知的障害の特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の「著作教科書」の採択希望一覧でございます。

つづきまして、資料3-4を御用意ください。こちらは、特別支援学校のいわゆる「附則第9条図書」の採択希望一覧でございます。各学校において調査研究を行い、児童生徒の障害状況、発達段階、興味関心に合わせて選定しております。

次に、資料3-5を御用意ください。

こちらは、特別支援学校高等部の「附則第9条図書」の採択希望一覧でございます。高等部についても教科書目録が作成されていないため、知的障害のある生徒を対象として、各学校において調査研究を行い、生徒の障害状況に合わせて選定しております。

説明につきましては、以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。それではこれより、学識者分科会、学校長分科会、保護者分科会の3つの分科会に別れまして、御審議いただきたいと思いますが、その前に、今の説明や資料について、全体にかかわる御質問等がありますでしょうか。

(委員)

感じたことですが、高等学校の指導要領の改訂の5番の教育内容の主な改善事項の

伝統や文化に関する教育の充実というところに我が国という表記があるんですけども、ちょっと今の時代に我が国という言葉は強すぎるかなと思うので、御検討いただきたいなと思いました。

(事務局)

こちらは文部科学省のホームページでまとめてあるものを持ってきたものでございまして、学習指導要領の改訂がなされた平成の終わりぐらいのときに作られたものでございます。

(会長)

ほかにございますでしょうか。

私からひとつだけよろしいですか。高等学校学習指導要領の改訂のポイントの一番裏のところに現行のものと改訂したものがでているのですけれども、例えば社会科を見ると現行のものは世界史と日本史Bが必修ということですか。

(事務局)

これまでの学習指導要領では、例えば地理歴史科の場合ですと、世界史のA、Bどちらかを勉強しなさい、それから日本史A、B、地理A、Bの4つの中からひとつ選んで勉強しなさいというふうなかたちになっておりましたが、新しい指導要領では、全員が地理総合、歴史総合というものを勉強して、その後に深く学びましょうというかたちになりました。

(会長)

今までは地理を学ばない子もいたがこれからは全員が学ぶということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

ほかいかがでしょうか。

(委員)

おたずねしたいんですけど資料3-1の2の(3)学校教育法附則第9条教科用図書、一般図書、絵本あとは検定済教科書とあるが資料3-4のどれが一般用図書で、検定済教科書なのでしょうか。

(事務局)

基本的に附則9条図書というのは、概ね一般図書から選ばれている事例が多くございまして、資料3-4でいいますと1ページから17ページまでありますが、これはいわゆる一般の図書でございまして、それ以外の検定済等々の図書につきましては、学年が定められているものを使用する場合には、それぞれの検定済教科書になります。

(委員)

この一覧は一般の図書ということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(会長)

ほかにございますでしょうか。それでは分科会に入っていきたいと思います。場所等は。

(事務局)

榎原会長ありがとうございました。ここからは、学識者分科会、校長分科会、保護者分科会にわかれまして、それぞれの立場で御審議をお願いしたいと思います。時間は30分間を想定しております。各校種15分を目安にお願いできればと思います。

学識者分科会及び保護者分科会は、ここ第1研修室で席を準備しておりますので、前の方が学識者分科会、後ろが保護者分科会となっております。この場所でまず、特別支援学校それから特別支援学級について御審議いただいた後に、15分間、高等学校の順番で御審議いただきたいと思います。

校長分科会につきましては、お隣第1会議室に御移動いただきまして、まずは高等学校、次に特別支援学校それから特別支援級の順番で御審議いただければと思います。教科書を御用意してございますので、御参照いただきながら、調査研究報告書に対する御意見をいただければと思います。

もし、早めに審議が終了するようでしたら、他の分科会の審議が終了するまで、休憩とさせていただきます。

それでは、分科会による審議をお願いしたいと思いますので、それぞれのテーブルに御移動いただければと思います。それではよろしく願いいたします。

(分科会終了)

(事務局)

皆様よろしいでしょうか。各分科会の審議が終了いたしました。それでは議事の再開を、榎原会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、各分科会でどのような御意見が出たかについて分科会について報告をいただきたいと思います。はじめに学識者分科会をお願いします。

(事務局)

学識者分科会です。まず特別支援の教科書についての報告をいたします。表紙についている☆の数で難易度が分かりやすくなっているものがあるということでした。内容についてはどれも文字が大きくルビが振られており、学ぶ内容が分かりやすくなっており、読んだ時の子どもたちの達成感が感じられるような使いやすい教科書になっているということでした。また検定教科書から作られた拡大教科書については、元の教科書から文字を読みやすく大きくし、手作りで見やすくきりはりして作られているものがありました。ボランティアさんが対応してくれているとのことですが、とてもわかりやすいものになっており、子どもたちも学習しやすいものになっているとのこと。また、ボランティアの方が点字教科書も作っているとのことでした。

検定教科書以外の附則9条の方の教科書についてですけれども、実際には検定教科書と

附則9条図書を手にする事ができずどちらか1冊ということになるのが、少し残念な声も聞こえているのですけれども、逆に付則9条教科書を手にした場合には、現段階では使えなくても、のちのちの学習の時に使えるようになるということも利点でした。同じ教科書で一人一人に対応するのはとても困難で、様々な教科書から選べるができるということはとてもいいことだということでした。中身もとてもカラフルで、分かりやすく、教科書の絵を見たりとか、風景をみたりとか、子どもたちから言葉を引き出すようになっているとのことでした。

続いて高校の教科書です。英語の方ではICT、QRコードがあるので、発音やリスニングなどが生の声がきけるので、とても良いということでした。社会科の方で、QRコードがなかったのですけれども、そちらはどれも資料が充実しており、カラフルな写真がついておりとても良いという話でした。資料の方の考え方については、2つのものを対象とし比較する方法や、時系列によって考える方法など子どもたちの考え方についても言及して考え方の視点を示していました。社会科の方では、学んで終わりというような作りではなく、しっかりと振り返りを行い、また、子どもが自分で学習が進められるようなステップになっており、最後には次につながるような自分自身でつくる、自分で考えて自分で次何をするかというようなとても丁寧な作りになっていて、考え方が深まってよいのではないかということでした。

また、国語では論理国語の方で、文学的な作品なども説明的な作品になるという意味で、そちらは論理国語に含まれていてもいいのではないかと、また、文学国語の方では読ませることにとっても力を入れているとのことでした。同じ会社のなかでも厚さや内容が違ったものがあり、生徒の進度や興味によって教科書を選べるようになっていところもよいのではないかと意見がありました。以上です。

(会長)

それでは、次、校長分科会をお願いします。

(事務局)

続きまして校長分科会です。審議した順番に沿って御報告させていただきます。まず高等学校の教科書でございますが、初めに新学習指導要領の変更点の確認を行いました。特に国語や地歴・公民の変更点について、教科書の内容とともに念入りに確認いたしました。川崎市立高校は全日制、定時制合わせて9校ございますけれども、どの学校も生徒の実態や興味・関心に応じた教科書を適切に採択しているという意見で一致いたしました。

また、ICTの活用についてでございますが、どの教科書に二次元コードが記載されており、もちろんすべての二次元コードを確認できたわけではございませんが、英語であれば発音の音声の流れたり、随所に工夫がみられることを確認いたしました。ただし、中には関係省庁のホームページにリンクするだけのものもあるとのこと、二次元コードをどのように授業に生かしていくかについては、その授業方法について十分な準備が必要との指摘もございました。

特別支援については特に9条本について審議が行われました。高等学校にも言えることですが、ここではより生徒の実態に即した採択が行われているという意見で一致いたしました。以上でございます。

(会長)

それでは保護者分科会お願いします。

(事務局)

保護者分科会です。よろしくお願いいたします。初めに特別支援学校の内容の方について報告させていただきます。最初に御質問がありましたところが、高等部に在籍していても中学校で採用している教科書が使えるのですかという御質問いただいたのですけれども、支援の実態に応じて教科書を採択しているという話をさせていただきました。あと、支援級の実態として、実際に採用されている教科書を使っているよりも、実態としてはプリント学習が多いのではないかという意見もいただいたところでございます。

それから拡大教科書はとても見やすいという御意見だったりとか、☆本などは支援学級から支援学校に進級されたお子さん向けかな、といったお話もでたところです。

最後の方で支援級や支援学校の子どもの実態として、ICTに興味を持つ子どもが非常に多いという中で、できればICTを使いながら学習できる形になるとよいという意見をいただいたところでございます。

続きまして、高等学校の教科書につきましてですけれども、実際に手に持ってみて、教科書が重いですねという意見もいただいたところです。総合と探求の違いは何か、探求については話し合い活動を中心に学習できるように教科書がつくられているのですかという御質問をいただいたりしました。それから国語の教科書で、長文に読み上げ機能のQRコードがついていると学習がしやすいのではないか、という御意見をいただきました。

社会科のところで、成人年齢18歳に引き下げられたというところで、親権が通用しなくなることについて、教科書の内容を含めながら、どの程度教員が教えられるのかという話題が上がりました。

最後なんですけれども、高校の数学は微分、積分等の専門的な内容を学びますが、何のためにその学習をするのかといった目標が教科書に明記されていると、子どもたちの意欲に繋がるのではないかと御意見をいただいたところです。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。今それぞれの分科会から報告がありましたけれども質問や御意見でございますでしょうか。

先ほど、保護者分科会の中では、総合と探究の違いは何という話がありましたけれども、深く聞きたいなと思ひまして、どういうことなのかよろしいでしょうか。

(事務局)

総合は具体的に基礎・基本を学ぶものが総合で地理総合や歴史総合になっているのです

けれども、今まで国語の方は、国語総合というものだったんですけれども、新しい学習指導要領になった時に、言語文化と現代の国語の二つの科目が、必修科目となりました。これまでは「国語総合」として国語の基礎的なことについて、現代文や古文・漢文等を総合的に学びましたが、新学習指導要領では、「実社会・実生活に生きて働く国語の能力を育成する科目」として現代の国語を学び、「上代から近現代につながる我が国の言語文化への理解を深める科目」として言語文化を学ぶという、育成をめざす能力によって科目を設置する形になっております。

(会長)

ほかいかがでしょうか。

保護者分科会ではどんな話題が出ましたでしょうか。補足がもしあればお願いします。

(委員)

先ほども保護者分科会の中で、何のために勉強するのかという話をさせてもらったんですけれど、教科書に全部目を通したわけではないんですが、子どもたちが読んで、参考になりそうな応用技術とか、例えば社会のこういう業界で例えばこんな数学の知識を使ってみたい事例が載っていたりしたので、子どもたちにも、数学って何のために勉強するのっていう見えにくい科目なので、参考にしてもらえればいいなと思います。ただ全ての教科がそういうものではないので、そこを指摘されたときにはいろんな先生がいらっちゃって、いろんなバックグラウンドをお持ちの先生がいて、先生御自身が経験したものではないのかもしれないけども、子どもたちも数学の代数やベクトルの勉強が、AIの計算に使えるんだよとかちょっとした豆知識じゃないですけども授業で提示しながら進めていただくと、子どもたちも学習の目標がつかみやすいと思いました。

(会長)

数学の話題が出ましたけれども。今御意見ということで承りました。ほかいかがでしょうか。校長分科会いかがでしょうか。先ほどQRコードの話も出ましたが。

(委員)

私は英語科の出身なので、英語の方を中学校のほうですね。小学校も中学校もデジタル教科書がすごく進んでいまして、高校の方もですね教科書会社が同じような発想でQRコードを必ずつけるようになっていて、非常に音声面でも充実してきているなという風に思います。ほかの教科も同じような形でQRコードが活用していければよいと思いますが、ほかの教科書を見たらQRコードが載っていなかったもので、より活用できるような方向で動けばよいという感想を持ちました。英語に関していうと、子どもたちがGIGA端末で、小学校中学校導入されて、気軽に子どもたちが個別作業、個別学習それぞれの目的に合った短時間であっても個々が自分で選択して学習できるようなものが授業の中でも作られているので、高校の学習においてもそういったものが取り入れられるとよいと思います。

特別支援学級についても、QRコードが取り入れられれば、よりアクセスできるようになるとは思います。今日見たテキストにはなかったもので、今後の課題になると思います。

(会長)

御意見ですね。QRコードがついているだけという話ではなくて、どう活用していくかということが大事だというお話でした。ほかいかがでしょうか。学識者分科会についてはいかがでしょうか。

(委員)

ありがとうございました。特別支援学校、高校の教科書に関して非常に丁寧なつくりになっていると感じました。

(会長)

分科会に限らず全体を通した質問や御意見はありますでしょうか。

(委員)

資料を見ていて理解できないところがありまして、令和5年度使用教科用図書採択候補一覧なんですが、採択候補という欄が一番左にあって○印がついているんですが、○印をつけた基準と言いますか、それはどういう理由でつけられたのでしょうか。

(事務局)

○印がついているものは例えば、それぞれの学校で一番最初の1ページでいいますと、川崎高校ですと、現代の国語という科目を考えたときに、川崎高校は生活科と福祉科と普通科がございますので、生活科の生徒に適したものは、東書の現代の国語が子どもたちに適しているだろうと、三省堂の現代の国語は普通科の子どもたちに適しているということで、それぞれの学校が子どもたちの様子を見て○印をつけているということです。

(委員)

そうすると学校の中で、例えば川崎高校の普通科だったら三省堂に○がついているんですけど、○を付けましようと考えたときの基準は、学校の先生が主観的に決めるのでしょうかそれとも定型的にスコアリングをしてなんかをして、合計得点が一番高かったものに決めるというような基準はあるのでしょうか。

(事務局)

それぞれの教科の人間が校内調査研究会で、調査をするんですが、最終的には校長を長とした校内採択候補検討委員会の中で、それぞれの教科の「教科用採択候補の観点」を確認し、それを踏まえて、各教科が調査報告した複数の教科用図書の候補の中から、学科や生徒の実態を考えて、最適なものは何かを検討します。学科ごとに一番最適なものを決めるのは、校内採択検討委員会で決める、ということになります。

(委員)

ありがとうございます。各学校の中で校長先生をトップとした会で決めるということでは分かりました。あとその定量的なものではなくて、学校毎に先生たちの経験値でこれがいいんじゃないかと決めているということは分ったんですけど、各学校から上がってきた教科書なかで更にその中から1つ選ぶというのは難しい。

(事務局)

学校ごとに選びます。

(委員)

もしそこから更に一本化しなければならないとすると各学校から定性的にしか上がってこないとすると、難しい作業だと思ったのですが、学校ごとであれば大丈夫です。

(会長)

マスク越しでよく聞こえなかったのですが、要は例えば今の2-2の1ページを見ると、一番上に○がついているじゃないですか。川崎高校の福祉科であれば、一番上と二番目のどちらにしようかなということを考えて、校内で議論して、一番上に決まったんですよ。そういうはなしでしたか。

(事務局)

はい。

(会長)

その下3つ調べて1つこれにしようと思った。それを校内の委員会で決めてったんだとそういうやりとりでよかったですか。

(委員)

私が懸念していたのは定性的な評価しかない、あげられた教科書の中から更に1つ候補を選ぼうとすると、何も基準がないので、この先生よかった、あの先生もよかったという教科書を比べるのは難しいと思ったのですけれども、高校は学校ごとに教科書を選べるということなので、基本的には学校の先生の判断でこれがいいと評価された教科書であれば、特に選定に困ることはないかなと思いました。

(委員)

意見、感想になりますが、本日特別支援学校、特別支援学級の教科書と、高等学校の教科書ということで、基本的にはまず、高等学校については、それぞれ学校毎の特色、スクールポリシーを持ちながらそれぞれの学校でどういう人材を育成していくかということ、をそれぞれの高校で考えられて、日々教育活動にあたられていると思うのですが、それぞれの学校のスクールポリシーに基づいて、生徒に教えていく教科書はどれがいいというのは、現場の先生方の意見が非常に大切になってくると思いますので、本日各学校から上がってきた調査結果の内容で審議会としてもよろしいかと思えます。

特別支援学校の方につきましても、特別支援学校、特別支援学級に通われる児童生徒の皆さんが数としても増えており、障害の程度であるとか学びの進度も本当に千差万別な中で、日々各学校の先生方が子どもたちに教えるにあたって、障害の特性などを踏まえながら、一般の図書であるいわゆる9条本を活用しながら教育活動を展開していくには、本日上がってきた現場の先生方の意見に基づいた選択は非常に重要だと思いますので、高校、特別支援共に現場できちとした調査研究が行われてきており、審議会の意見としても、これが妥当であるという結論で個人的にはよいと思いますので意見としてお願いします。

(会長)

高等学校の委員いかがですか。

(委員)

本日は高校の教科書につきましてこのように皆様に御審議いただきありがとうございます。今、別の委員からもありましたように、各市立5校、定時制含めまして9校あるんですけども、その各学校、学科でどのような生徒を育てていくかというような、ところを念頭において教科書を選定しているところでございます。

同じ数学のIを取るにしても、例えば新編数学Iというものもあったりして、そういったところで、生徒の実情にあったもの、スクールポリシーにあったものこういったものをいろいろ先生方が検討して選んでいるところでございます。

教科書についても偏りがないようにということで、3年間スパンで、生徒の成長に合わせて採用していくということがあるんだろうと思いますけれども、いろいろ教科書会社を検討し、その単元の中でどのようなアプローチをしていくかといったことも含めて検討して、生徒がよりよく学べるもの工夫しているところでございます。教科書についての御審議をいただければと思います。

(会長)

特別支援学校からいかがでしょうか。

(委員)

先ほど保護者分科会の方からも校長分科会の方からもあったんですけども、特別支援学校、学級につきましては川崎市もGIGAスクール構想を進めているということと、いわゆるICT活用については令和2年度、いわゆるコロナの感染拡大が始まってから急激にICT活用については推進していかなければ状況があって、現在教科書について、高校についてはQRコードが載っていたり、教科書とICT関連の活用についてだいぶリンクされていたりするが、今回特別支援学校の教科書についてはまだ十分にリンクされていないところがあって、今後の課題になってくると思うんですけども、ICT活用と教科書の関連については進めていただかないと、川崎市GIGAスクール構想に対しても特別支援学校、学級については進んでいかなないのかなと思うので、今回課題として表面化したところについては認識していただければと思います。

(会長)

ほかいかがでしょうか。

それでは、高等学校使用教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級使用教科用図書の審議を終了したいと思います。皆様よろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。これで審議は終了しましたが、学識の方々から感想などを一言づついただければと思います。

(委員)

本日はありがとうございました。

私が、この審議会に参加させていただいて、最も感銘を受けましたのが、高等学校の教科用図書の採択手順の中に、校内調査研究会だけでなく、市内の学校が一緒になって研究する調査研究会これがあることが本当に素晴らしいなと思いました。調査研究会の設置も母体の学校数があまりに大きくなると難しいと思うのですけれども、ひとつひとつの学校が考えていることが、調査研究会があることで、川崎市のめざす教育にしっかりと結びついてくるのではないかと思います。

特別支援学校及び特別支援学級はそういう形になってないようですが、高等学校においてそういうことがきちっとできているということは、ほかの小学校、中学校、特別支援学校においても川崎市のめざす教育の考え方が根付いているのではないかと思います。今後ともこのような形で全ての生徒に川崎市が何を目指しているのかということをしちんと踏まえた形で教科書選定を進めていただければという風に思います。

(委員)

本日はどうもありがとうございました。私は何回か審議会に参加させていただいたのですけれども、毎回採択手順がしっかりしているということと、それに伴った資料が充実しているというのはいつも感心させられています。校内の調査研究会、ここでもおそらくそれぞれの学校の先生方が、教科のねらいを達成するというのも、もちろん大事なのですが、その教科書・教材を使って学校教育目標に向かうわけですね。どういう子どもを本校では育てていきたいのか。そのためにはどの教科書がふさわしいのか、そういった視点で選んでいらっしゃると思います。

特別支援学校、学級の教科書も非常に私は興味深く見させていただいています。第9条の教科書が年々増えているということ。それから資料3-4の希望理由というところがひとつひとつきちっと書かれているんですね。これは、ひとりひとりの子どもたちの姿を見て、それぞれの教科書の良さを先生方がちゃんと読み取って、こういう理由だからこの教科書を希望しますと書かれているところは私はいつも感心して読ませていただいています。

私自身は国語が専門ですけれども、国語科の科目の再編成がされていますので、文学国語と論理国語を中心に見させていただきました。ICT活用をどうしていくか、すごく加速化していますので、その視点で見たのですけれども、小学校中学校の教科書はICTのQRコードが多いのですが、私はこの高校の教科書ってというのは、この教科書教材をきっかけにして、それぞれがICTを活用して、課題を持って広げていく、そういうきっかけになるのが高校教科書なんだなということを改めて感じ、むしろQRコードが少ないことに安心しました。そこで決められた形や内容だけではなく、広く生徒は勉強していくきっかけを作るのではないかと感じています。

いつも準備をしていただいている指導主事の先生方をはじめ教育委員会の方々に感謝

申し上げます。ありがとうございました。

(委員)

私は昨年度も審議会に参加させていただきまして、事務局の方が丁寧に御準備いただいて、説明いただくので、分かりやすい会だといつも思っています。ありがとうございました。お話をされました方々といくつか重なりますが、同じことを感じましたので、お話ししてください。1点目は特別支援学校、学級の教科用図書について、その図書を手に取った子どもたちがどういった学びをするのかなということが手に取った瞬間にイメージができるようなものばかりを今日見せていただいたと思っています。つまりそれは学校の先生方が目の前の子どもたち一人一人をしっかりと見て、この子どもならこの教科書がいいとしっかりと吟味した上で選んでいただいた教科書だと思いました。子どもを大切にすする川崎市の先生の姿が見えてきました。2つ目は高等学校の教科書を見せていただきましたが、なぜ高等学校が教科科目編成の見直しをしたのか合点がいきました。歴史総合の教科書を中心にさせていただいたのですが、歴史総合の教科書を見ていくと、科目編成がしなおされた意味の背景にあるもの、子どもたちが各教科で培った力、各教科の見方や考え方を統合して自分の学びに変えながら、世界の中の日本にしっかりと軸をおきながら学びを自分で進めていける教科書になっていると感じました。私も附属の校長をしておりますので、強く感じることもなんですが、カリキュラムマネジメントを非常に意識しています。各教科の学びと学校以外の資源、地域の方、社会もそうです。全て子どもたちに関係する全ての資源を入れながら教育課程を再編成しています。子どもたちにこんな資質・能力をつけさせたいという思いがあります。その思いの実現のために教科、科目、構成の見直しがされたんだなということを改めて教科書を見て確認した次第です。特別支援学校の教科書の姿から、高等学校の教科書の姿から見えてきたことをお話ししました。

最後に3点目になりますが、いつも感心するのは資料2-1の各学校の教科書の採択の観点があります。自分たちの学校のお子さんのことよくわかってらっしゃるということがよく見えてきました。全て読む時間はありませんでしたが、いくつかの学校が○を付けた教科書と観点を引き合わせてみてみたら、子どもたちの姿を見て教科書を選ばれる先生方なんだなと思いました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

(事務局)

榎原会長、ありがとうございました。また、委員の皆様方大変お疲れ様でした。これをもちまして、本日の選定審議会の議事に関する審議は、すべて終了いたしました。

本日御承認いただいた審議内容・報告書は、教育委員会に答申いたします。御審議ありがとうございました。

なお、本日配付いたしました次第及び資料については、回収いたしますので、机上に置いたままお帰りください。

それでは、これをもちまして第2回教科用図書選定審議会を閉会いたします。ありがとうございました。